

## … 契約するときの心構え …

■見掛けや制服に  
惑わされない



■断るときははっきり



■その場で契約しない



手口が巧妙だから、  
日頃からの心構えが  
大切なんだ

## 悪質商法の主な手口

数字は平成21年度の札幌市消費者センターへの相談数

**無料商法**  
相談数432件

「無料体験」「無料期間中」などの言葉で勧誘し、高額な商品の契約をさせる。

**サイド  
ビジネス商法**  
相談数262件

業者が「仕事を紹介する」と勧誘し、その条件として高額な商品を契約させる。

**マルチ商法**  
相談数222件

「商品購入者を増やせば必ず高収入が得られる」と勧誘し、販売を促す。健康食品などに多い。

悪質商法というのは、  
買い手を巧みに勧誘して、  
高額な商品を  
売りつけることだよ



電話

面談



電話で相談  
することもできる  
んだね

「絶対」  
という断定と  
長時間の勧誘…  
これは問題  
ですね

消費者センター  
勧誘や契約の方法を  
聞いて、親身にアドバイスを  
してくれるんだ

早くよー市には、  
契約について相談ができる  
消費者センターがあるんだ。  
早速行ってみよう！



でも、うっかり契約してしまったら  
どうすることも  
できないよね…



契約をするときは  
くれぐれも慎重にね！

絶対に若返る化粧品セット  
50万円

私も買わされ  
ちやつたのよ…



強引に  
勧誘されて、  
化粧品を  
買わされたの。  
お母さんも  
気を付けてね

え！  
実は…

帰宅後、東京の母親に電話したナナ

すぐに相談に  
行って良かったね！



相談を終えて…  
勧誘が強引で悪質だから、  
クーリング・オフをすれば、  
開封していない分の代金は  
戻してもらえらるって

クーリング・オフ  
はがきを書いて事業者に送  
ると、契約が解除できる制度

法律の隙間をかいくぐる悪質商法が多発しています

「この契約、おかしいかも…」  
そう思ったら消費者センターに相談を！

所在地 北区北8西3エルプラザ内

電話 728-2121 (相談専用)

■クーリング・オフの対象であれば無条件で契約を解除できます

商品の購入契約をしても、はがきに商品名や契約をやめることなどの必要事項を書いて、期間内に事業者に郵送すれば、原則として全ての契約を解除できます。ただし、店頭やインターネットでの販売品、一部使用した消耗品などは対象外です。はがきの書き方など、詳しくはお問い合わせください。

取引形態	期間
訪問販売(キャッチセールスなどを含む)、電話勧誘販売、エステなどの役務提供販売など	8日以内
サイドビジネス商法、マルチ商法など	20日以内

※期間とは契約書を受け取った日を含めた日数

■相談先・相談時間など

曜日	方法	時間	相談先
月曜～金曜 (祝・休日、年末年始を除く)	面談 電話	午前9時～ 午後4時30分 午前9時～午後7時	消費者センター (上記)
土曜	電話	午後1時～4時	北海道※612-7518
土・日曜	電話	午前10時～正午、 午後1時～4時	東京※03-3448-1409
日曜	電話		大阪※06-6203-7650

※全国消費生活相談員協会が助言します

消費者センターのホームページでは、悪質商法に関する情報を豊富に掲載しています [www.shohi.sl-plaza.jp](http://www.shohi.sl-plaza.jp)